



特許庁登録

「足楽®」

実用新案登録証
(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)
登録第3246633号
(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称
(TITLE OF THE DEVICE) 足浴槽

実用新案権者
(OWNER OF THE UTILITY MODEL RIGHT) 神奈川県横浜市緑区中山1-18-5 ホワイ
トベルハイツ 1F

株式会社蒼陽

考案者
(CREATOR OF DEVICE) 西澤 正行

出願番号
(APPLICATION NUMBER) 実願2024-000623

出願日
(FILING DATE) 令和6年3月1日 (March 1, 2024)

登録日
(REGISTRATION DATE) 令和6年4月30日 (April 30, 2024)

この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和6年4月30日 (April 30, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野 幸一

発行国	日本国
登録番号	第3246633号
登録日	令和6年4月30日
特許庁長官	濱野 幸一
権利者	株式会社蒼陽
分野	足浴槽
課題	自然発酵する微生物の働きで電気やお湯を使用することなく、ひのきパウダーの中で足を温め、たまったストレスからも解放される究極のリラックスをユーザに与えることができる足浴槽を提供する。
解決手段	浴槽本体31には、湯と酵素と発酵材が収容される。蓋33の下面側に金属板を介して設けられた枠体41に空気穴43が形成されている。浴槽本体31に湯と酵素と発酵材を入れ、蓋33をして酵素を発酵させる。浴槽本体31の開口部に蓋33をしても空気穴43が露出して外気と連通できるようになっているので、浴槽本体31内の酵素がほどよく発酵し、ほどよい温度を長時間保持できる。

弁理士からの論評

足楽®は、「自然発酵する微生物の働きで電気やお湯を使用することなく、ひのきパウダーの中で足を温め、たまったストレスからも解放される究極のリラックスをユーザに与えることができる」株式会社蒼陽様が独自開発された足浴槽です。
この足楽®の実用新案権の取得により、広く世間に信頼され、利用されると確信しております。



弁理士 松下 昌弘

IPP国際特許事務所所長 模倣防止協会会長



NO COPY
模倣防止協会

「足楽®」の概要

美容と健康は足元から！

「足楽®」はひのきのおがくずに全身包まれて温まる「酵素風呂」を、バスマットほどのコンパクトサイズにして「足楽®」の形でご家庭でも楽しめます。「足楽®」の熱を生み出すのは与えられた環境の中で増殖を繰り返し、自然発酵という役割をひたすら黙々と果たしてくれている微生物です。

